「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
福岡県指定　第 4070000627 号

当事業所は契約者に対して介護老人福祉施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所への入所は、原則として要介護認定の結果、要介護 3（以上）と認定された方が対象となります。

◇ ◆ 目次 ◆ ◇

1. 事業所経営法人 …… 2
2. ご利用事業所 …… 2
3. 居室の概要 …… 2
4. 職員の配置状況 …… 3
5. 当該事業所が提供するサービスと利用料金 …… 4
6. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について） …… 7
7. 残置物引取り人 …… 9
8. 非常災害時の対策について …… 9
9. 事故発生時の対応について …… 9
10. 苦情の受付について …… 9
11. 第三者評価事業の受審状況について …… 10
12. 個人情報の取り扱いについて …… 11

1. 事業所経営法人

(1) 法人名　　社会福祉法人　みのり会
(2) 法人所在地　　福岡県築上郡上毛町大字安雲 585－4
(3) 電話番号　　0979－72－3331
(4) 代表者氏名　　尻無濱　公人
(5) 設立年月日　　昭和 63 年 3 月 1 日

2. ご利用事業所

(1) 事業所の種類　　指定介護老人福祉施設・平成 12 年 3 月 28 日指定
福岡県　第 4070000627 号
＊当事業所は、安雲拓心苑短期入所生活介護事業所を併設しています。
(2) 事業所の名称　　特別養護老人ホーム安雲拓心苑
(3) 事業所の所在地　　福岡県築上郡上毛町大字安雲 585－4
(4) 電話番号　　0979－72－3331
(5) 事業所所長（管理者）　　井上　浩明
(6) 当事業所の運営方針　　契約者の残存能力の維持、向上に努めながら快適なサービスを提供する
(7) 開設年月日　　昭和 63 年 11 月 1 日
(8) 入所定員　　50 人

3. 居室の概要

(1)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居を希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、契約者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室　数	面　積	備　　考
個　　室	4 室	11 ㎡	面積上多床室扱いとなります。
個　　室	1 1 室	13.92 ㎡	
2 人部屋	1 室	16.5 ㎡	1 人あたり 8.25 ㎡
2 人部屋	2 室	26 ㎡	1 人あたり 13 ㎡
3 人部屋	2 室	33 ㎡	1 人あたり 8.25 ㎡
4 人部屋	1 3 室	33 ㎡	1 人あたり 8.25 ㎡
合　　計	33 室		
食　　堂	2 ヶ所		
浴　　室	2 ヶ所	一般浴・中間浴・特殊浴・露天風呂	
便　　所	4 ヶ所		
医 務 室	1　　室		

＊ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義

務づけられている施設・設備です。(短期入所生活介護事業所との共用設備あり)
この施設・設備の利用にあたって、室料を除き、契約者に特別ご負担いただく費用はありません。

◇ 居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、事業所でその可否を決定します。
　また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置

当事業所では、契約者に対して介護老人福祉施設サービスを提供する職員は、短期入所生活介護事業所と合わせ以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　種	指定基準	保有資格
1　施設長（管理者）	1　名	
2　事務員	2名以上	
3　医師	1名	
4　生活相談員	1　名	社会福祉主事
5　看護職員	2名以上	看護師　准看護師
6　介護職員	15名以上	
7　機能訓練指導員	1　名	
8　介護支援専門員	1　名	介護支援専門員
9　管理栄養士	1　名	管理栄養士
10　栄養士	1　名	栄養士
11　調理員	7名以上	

＊指定基準では、前年度の利用人数に対し、介護職員と看護職員の合計が、3：1以上となっています。

〈主な職種の勤務体制〉

職　　種	平 均 的 な 勤 務 時 間 帯
1 医　　師	毎週火・金曜日　13：00～15：00
2 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 A　6：00～15：15　1名 B　7：30～16：45　3名 C　9：30～18：45　2名 D　10：00～19：30　2名 E　10：30～19：45　2名 夜間　16：30～ 9：30　3名

3 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 A　7：30～17：00　1名 B　9：00～18：30　1名
4 機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人数 B　9：00～18：30　1名
5 生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人数 A　7：30～16：45 B　9：30～18：45 上記勤務時間帯にいずれか1名
6 介護支援専門員	標準的な時間帯における最低配置人数 A　7：30～16：45 B　9：30～18：45 上記勤務時間帯にいずれか1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の通常9割、8割、7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食　事

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況およびバイキング形式の食事や複数献立で嗜好を考慮した食事を提供します。
・契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事を取っていただくことを基本としています。

（食事時間）
朝食：7：30～　昼食：12：00～　夕食：17：30～
上記時間より食事の準備が出来ていますので、都合のよい時間に来ていただければ、食事をする事が出来ます。

② 入　浴

・入浴は週 2 回以上行います。
決められた日以外でも入浴することができます。
・寝たきりでも座位式特殊浴槽・臥床式特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排　泄
・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練
・契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又は、その減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理
・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥ その他の自立への支援
・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
・清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行われるように援助します

＜サービス利用料金（1 月あたり）＞
別紙の料金表によりお支払いください。
☆介護保険からの給付額に変更あった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 7 条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。
〈サービスの概要と利用料金〉

① 食　費
契約者に提供する食事にかかる費用です。
料金は、1 日あたり 1,445 円となります。
また、希望する食事を提供又は追加する場合は、下記の料金となります。

品　　目	価　　格	品　　目	価　　格
ちらし寿司	50 円	う ど ん	5 0 円
ソーメン	5 0 円	刺　　身	400 円
巻き寿司	320 円（1 本）		

その他の食事についても栄養士にご相談下さい。

② 居住費
契約者が使用される居室にかかる費用です。
料金：1 日あたり多床室 915 円、個室 1,231 円となります。

＊食費及び居住費に関して､介護保険負担限度額の控除申請をし､契約者個々の負担限度額に合わせ、利用料を控除する事が出来ます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（1)、(2）の料金・費用は、１ヵ月ごとに計算し、請求しますので、翌月 25 日までに以下の方法でお支払いください。（１ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

・指定した金融機関口座からの引き落とし
・窓口によるお支払
・契約者より預かりしている金融機関口座からの引き落とし

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での治療・入院治療を義務づけるものではありません。)

契約者が何らかの病気等で、口腔内の痰の吸引及び胃瘻による経管栄養等の特定行為業務が必要となった場合には、契約者及びご家族に対して十分な説明を行い、同意の上で、研修を受けた介護職員により行う事が出来ます。

①嘱託医

医療機関の名称	たかの内科・消化器科クリニック
所　在　地	福岡県築上郡上毛町大字大ノ瀬 118－1
診　療　科	内　科　・　消化器科

①協力医療機関

医療機関の名称	東病院
所　在　地	福岡県築上郡吉富町広津 593-1
診　療　科	内科・神経内科・消化器科・循環器科

②協力医療機関

医療機関の名称	豊前ゆめ歯科
所　在　地	福岡県豊前市大字岸井 406-1
診　療　科	歯　科

(5) 契約者が病院に入院された場合の対応について

当事業所に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです。

① 検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金を負担していただいています。
1 日あたり　2,460 円（本人負担　246 円）

② 7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備等が整っていない場合には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当事業所に再び優先的に入所することはできません。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、契約者に退所していただくことになります。(契約書第 13 条参照)

① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 要介護認定により要介護 1、要介護 2 と判定された場合で、介護保険法に定められる要件に該当しない場合
※ただし、平成 27 年 3 月 31 日までに契約されている方は除きます。
③ 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
④ 事業所の減失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不能になった場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消され場合、又は指定を辞退した場合
⑥ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

(1) 契約者からの退所の申し出
（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条・第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに申し出てください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

② 契約者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく、本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により、契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者が契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合
（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② 契約者によるサービス利用料金の支払いが 6 ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しく不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ 契約者が連続して 3 ヵ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
⑤ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

契約者が当事業所を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

○ 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
○ 居宅介護支援事業者の紹介
○ その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取り人

契約締結にあたり、身元保証人をお願いすることになります。
ただし、入所契約が終了した後、当事業所に残された契約者の所持品（残置物）

を契約者自身が引き取れない場合に備えて、残置物引取り人を定めていただきます。

当事業所は､残置物引取人に連絡のうえ､残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

＊入所契約締結時に身元保証人が定まらない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 非常災害時の対策について

非常時の対応について	別途定める「特別養護老人ホーム安雲拓心苑　消防計画」にのっとり対応します。			
近隣との協力関係について	照日ケ丘団地の総会等に出席し、安雲拓心苑の現状報告と非常時の応援等の協力を依頼しています。			
平常時の訓練等について	別途定める「特別養護老人ホーム安雲拓心苑　消防計画」にのっとり、避難訓練、消火訓練等を年数回、契約者の方々も参加していただき実施します。			
防火設備（短期入所事業所と共用）	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	防火扉	1ヶ所	屋内消火栓	6ヶ所
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	スプリンクラー	あり		
消防計画等	防火管理者　徳丸　秀基			

９．事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）　職名　生活相談員　氏名　徳丸　秀基

○苦情解決責任者　　職名　施設長　　氏名　井上　浩明

○受付時間　毎週月曜日～土曜日　10：00～17：00

(1) 第三者委員における苦情の受付

当事業所では、施設職員以外の第三者委員を選任し、契約者及びご家族から相談や苦情を受け付け、解決にあたっています。

第三者委員氏名及び連絡先

穴田　正勝　（評議員）	住　　所　　築上郡上毛町大字宇野 837 番地 1 電話番号　　0979－72－3714
笹尾　忠義　（評議員）	住　　所　　築上郡上毛町大字安雲 454－1 電話番号　　0979－72－2361

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡県介護保険広域連合	所在地　福岡市博多区千代 4－1－27 電話番号 092－643－7055　FAX　0979－84－1116 受付時間 9 時　～　17 時
福岡県国民健康保険団体連合会　介護保険課	所在地　福岡市博多区吉塚本町 13 番地 47 号 電話番号 092－642－7859　FAX　092－642－7856 受付時間　9 時　～　17 時
上毛町役場　長寿福祉課	所在地　築上郡上毛町大字垂水 1321-1 電話番号 0979－72－3188　FAX　0979－72－4664 受付時間 9 時　～　17 時
福岡県運営適正化委員会事務局	所在地　春日市原町 3 丁目 1 番地 7 号 クローバープラザ 7 階 電話番号 092－915－3511　FAX　092－584－3790 受付時間 9 時　～　17 時
大分県国民健康保険団体連合会　介護保険課	所在地　大分市　大手町 2 丁目 3 番 12 号 電話番号 097－534－8475　FAX　097－534－4020 受付時間 9 時　～　17 時
中津市役所　介護福祉課	所在地　中津市豊田町 14 番地 3 号 電話番号 0979－62-9804　FAX　0979－26－1217 受付時間　9 時　～　17 時

11. 第三者評価事業の受審状況について

（令和 7 年 5 月 1 日現在）

第三者評価の実施状況	□あり	直近の実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	□あり　□なし
	■なし		

12. 個人情報の取り扱いについて

（基本事項）

契約者の介護サービスを実施する中で知り得た、契約者及びご家族等の個人情

報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利、利益を侵害しないようにいたします。

（法令等の遵守）
　個人情報を取り扱う際には、個人情報に関する法令（条例を含む）、個人情報保護ガイドライン、その他の個人情報に関する規範を順守します。

（秘密の保持）
　介護サービスを実施する際に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に使用しません。
　事業者は、従事者に在職中及び退職後においても、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない事、その他個人情報に関して必要な情報を周知いたします。
　出入りする業者に対しても上記と同様の措置をとり、個人情報の内容が流出しないような対応をいたします。

（安全措置対策）
　個人情報に関しての管理を厳格にし、不正なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講じます。

（目的以外の利用の禁止）
　生命の危機がある緊急な場合や利用時情報などを医療施設や関係機関等に知らせる時を除き契約者の個人情報を目的以外に使用し、又は第三者に提供しません。
　医療機関や関係機関等に情報を提供する場合には事前に契約者の同意を得ます。

（複写及び複製の禁止）
　契約者の同意がある時を除き、個人情報を複写及び複製をしません。

（事故等発生時の報告）
　この個人情報取り扱い特記事項に違反する事態が生じた場合、又は生じる恐れがある事を知った時には、速やかに契約者に報告し、対策を協議します。
　第三者から個人情報に関する苦情を受けた場合においても、同様とします。
　この事については、介護サービスが終了した後においても同様とします。

（損害賠償）
　個人情報に違反していると認められた時には、事業所の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

（その他）

上記の他、個人情報の適正な管理のために今後も必要な措置を講じます。

（個人情報の利用目的）

指定介護老人福祉施設安雲拓心苑では、社会福祉法人「みのり会」で定められている個人情報保護法及び契約者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報に関する基本指針」の下に、ここに指定介護老人福祉施設安雲拓心苑としての「個人情報の利用目的」を公表します。

【介護サービスの提供に必要な利用目的】

１．事業所職員間で、適正な介護サービスの提供に伴う利用目的
２・介護保険事務のうち審査支払い機関へのレセプトの提供及び審査支払機関又は保険者からの照会の回答
３．契約者の診療などに当たり、主治医または外部の医師の意見・助言などを求める場合
４．ご家族等への心身の状況説明
５．損害賠償保険などに係る保険会社への相談または提出等

【上記以外の利用目的】

１．退所等を円滑にするため、他の事業所への情報提供にかかる利用目的
２．保険者等行政機関への情報提供及び照会への回答
３．事業所内で行われる事例研究等
４．医療機関等への情報提供及び照会への回答
５．生命等にかかわる安否確認等を行う際にやむを得ず行う利用目的
６．サービス内容等の周知に係る利用目的
広報誌（施設便り、法人・事業所のホームページ等）や当事業所内に利用者の氏名、生年月日（年齢）写真の掲載及び掲示

※６の事項については、契約者から同意しない申し出があった場合、掲載及び掲示いたしません（ただし、居室の表札など介護の提供に必要な場合を除きます）

尚、あらかじめ契約者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

令和　　年　　月　　日

介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をおこないました。

指定介護老人福祉施設　安雲拓心苑

説明者職種　　生活相談員　　氏　名　　徳丸　秀基

私は、本書面により、介護老人福祉施設サービスに係る重要事項の説明、また本人及び家族等の個人情報の使用について説明を受け同意しました。

契約者　　住　所

氏　名

身元保証人　住　所

氏　名

~~※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の~~
規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明書のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造　鉄筋コンクリート造　地上１階
(2) 建物の延べ床面積　1639 ㎡

＜ショートステイ棟＞

(1) 建物の構造　鉄筋造　地上１階
(2) 建物の延べ床面積　528.9 ㎡

2. 実施事業（併設事業を実施事業に変更）

社会福祉法人みのり会では、次の事業を実施しています。

・「短期入所生活介護」
　平成 12 年 3 月 28 日指定　福岡県 第 4070000627 号　定員：29 名
・「通所介護」
　平成 12 年 3 月 27 日指定　福岡県 第 4070000619 号　定員：25 名
・「居宅介護支援」
　平成 11 年 9 月 1 日指定　福岡県 第 4070000601 号
・「訪問介護」
　平成 12 年 3 月 6 日指定　福岡県 第 4070000726 号
・「認知症対応型共同生活介護」
　平成 18 年 1 月 15 日指定　福岡県 第 4070001286 号

3. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員‥‥‥‥契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
生活相談員‥‥‥契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員‥‥‥‥主に契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
介護支援専門員‥契約者に係わる施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
医　師‥‥‥‥‥‥契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います

4. 事業所利用の留意事項

当事業所の利用にあたって、事業所に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、特に持ち込みの制限はありませんが、居室空間が限られている為、特に大きな物品については担当職員にお問い合わせください。

(2) 面　会

面会時間　8：00～21：00

感染症の流行時などは面会時間の制限や面会方法の指定、及び予約制となる事があります。

(3) 外出・外泊

外出、外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食　事

食事が不要な場合は、可能な限り前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第 9 条参照)

① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

② 故意に、又はわずかな注意を払えばさけられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要性があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、契約者のプライバシー等の保護について、十分配慮を行います。

④ 当事業所の他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫　煙

施設内の屋外喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 損害賠償について（契約書第 10 条・第 11 条参照）

当事業所において事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　：　損保ジャパン日本興亜株式会社 保　険　名　：　しせつの損害補償

利用時におけるリスク説明書

安雲拓心苑では、理念の基、契約者の安全・安心を最優先にサービスの提供に努めます。
しかし、高齢者は、年齢と比例するように筋力の低下、免疫力の低下等日常生活における危険性（リスク）も増していきます。当施設もその危険性を予測し、事故の予防に努めてまいりますが、事故をゼロにする事は不可能です。その為、ご家族の方々に当施設で起こりうる事故を事前に説明し、危険性の共有をお願いしております。

また、当施設では、身体拘束を致しません。余生を自分らしく生活していただく為に、様々な行事や外出、食事会への参加及び趣味活動に挑戦していただきます。

確かに行事などへの参加には、転倒や誤嚥など様々なリスクを伴いますが、活動する事は機能低下を防止し、人生を豊かにしていく手段であることをご理解いただき、当施設の運営にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【安雲拓心苑で起こりうる危険性】

- □ 入所当初は、環境が変わる事で不安（ストレス）になりやすく、事故の危険性が高くなります。（今まで家族が経験した事のないような行動の出現）
- □ 歩行時、移動時における転倒及びベッドや車いすからの転落による骨折・外傷の恐れがあります。
- □ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する事があります。（骨粗しょう症）
- □ 高齢者の皮膚は弱く、僅かな摩擦抵抗でも表皮剥離する事があります。
- □ 加齢若しくは認知症により、飲み込むという機能の低下がみられます。その為、誤嚥や誤飲、窒息という恐れがあります。
- □ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲でも皮下出血する事があります。
- □ 脳や心臓の疾患により、急変・急死する事があります。

上記にように、施設で生活する上でも在宅で生活すると同様の危険性がある事をご理解下さい。また複数の高齢者が同時にナースコールを鳴らした場合、特に夜勤帯などでは直ぐに対応できないなど施設独自のリスクがある事もご理解下さい。

当施設でも上記の事を予測したうえで事故防止に努め、サービス提供を行っていきますが、事故によるケガ及び急変による病院受診が必要な場合があります。その際にはご家族の同伴等が必要となりますのでご協力願います。

【施設に入所する事＝安全が約束される】という事ではないという事をご理解いただいた上で、契約者の生活が安全で豊かになるようにご家族の温かいご支援をお願い致します。

私は上記の通りに入所時におけるリスクの説明を受け、十分理解しました。

[説明年月日] 令和　　年　　月　　日　家族氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

[説明担当者] 特別養護老人ホーム安雲拓心苑　説明者氏名　徳　丸　秀　基

居住費及び食費の基準費用額

		利用者負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
居住費	個室	380円/日	480円/日	880円/日	1,231円/日
	多床室	0円/日	430円/日	430円/日	915円/日
食費		300円/日	390円/日	①　650円/日 ②1,360円/日	1,445円/日

負担限度額認定基準

利用者負担 第1段階	・生活保護世帯 ・市町村民税非課税者であって老齢福祉年金の受給者
利用者負担 第2段階	・年金+合計所得年収が、年額80万9000円以下の方 預貯金、有価証券等の金額の合計が単身で650万円 （夫婦は1,650万円）を超える方
利用者負担 第3段階①	・年金+合計所得年収が、80万9000円超120万円以下であって 預貯金、有価証券等の金額の合計が単身で550万円 （夫婦は1,550万円）を超える方
利用者負担 第3段階②	・年金+合計所得年収が、120万円超であって 預貯金、有価証券等の金額の合計が単身で500万円 （夫婦は1,500万円）を超える方
利用者負担 第4段階	・世帯に課税者がいる方 ・市町村民税本人課税者

※公的年金など収入金額（非課税年金を含みます）+その他の合計所得金額

介護保険サービス負担割合について（第1号被保険者）

利用者負担 1割負担	・本人の合計所得金額が年額160万円未満の方 ・同一世帯の第1号被保険者の年金収入及びその他の合計所得金額が 単身で280万円未満、または、2人以上で346万円未満の場合
利用者負担 2割負担	**本人の合計所得金額が220万円以上で、** ・年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で340万円未満 または、2人以上で346万円以上463万円未満の場合 **本人の合計所得金額が年額160万円以上220万円未満の方で** ・年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、 または、2人以上で346万円以上の場合
利用者負担 3割負担	**本人の合計所得金額が220万円以上で、** 年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上、 2人以上世帯で463万円以上の場合

特別養護老人ホーム安雲拓心苑　料金表

1ヶ月の料金(31 日あたり)

多床室　1割負担

	食費	居住費	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
			24,792 円	27,210 円	29,915 円	32,389 円	34,827 円
第 1 段階	9,300 円	0 円	34,092 円	36,510 円	39,215 円	41,689 円	44,127 円
第 2 段階	12,090 円	13,330 円	50,212 円	52,630 円	55,335 円	57,809 円	60,247 円
第 3 段階①	20,150 円	13,330 円	58,272 円	60,690 円	63,395 円	65,869 円	68,307 円
第 3 段階②	42,160 円	13,330 円	80,282 円	82,700 円	85,405 円	87,879 円	90,317 円
第 4 段階	44,795 円	28,365 円	97,952 円	100,370 円	103,075 円	105,549 円	107,987 円

多床室　2割･3割負担

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2 割負担	122,744 円	127,580 円	132,990 円	137,938 円	142,814 円
3 割負担	147,536 円	154,790 円	162,905 円	170,327 円	177,641 円

従来型個室　1割負担

	食費	居住費	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
			24,792 円	27,210 円	29,915 円	32,389 円	34,827 円
第 1 段階	9,300 円	11,780 円	45,872 円	48,290 円	50,995 円	53,469 円	55,907 円
第 2 段階	12,090 円	14,880 円	51,762 円	54,180 円	56,885 円	59,359 円	61,797 円
第 3 段階①	20,150 円	27,280 円	72,222 円	74,640 円	77,345 円	79,819 円	82,257 円
第 3 段階②	42,160 円	27,280 円	94,232 円	96,650 円	99,355 円	101,829 円	104,267 円
第 4 段階	44,795 円	38,161 円	107,748 円	110,166 円	112,871 円	115,345 円	117,783 円

従来型個室 2 割･3 割負担

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2 割負担	147,536 円	154,790 円	162,905 円	170,327 円	177,641 円
3 割負担	157,332 円	164,586 円	172,701 円	180,123 円	187,437 円

上記料金表には下記の加算が含まれています。

- ･看護体制加算(Ⅰ)　… 6 円/日
- ･看護体制加算(Ⅱ)　… 13 円/日
- ･夜勤配置加算(Ⅲ)　… 28 円/日
- ･日常生活継続支援加算　… 36 円/日
- ･栄養マネジメント強化加算　… 11 円/日
- ･個別機能訓練加算(Ⅰ)　… 12 円/日
- ･口腔衛生管理加算(Ⅱ)　… 110 円/月
- ･科学的介護推進体制加算　… 50 円/月
- ･生産性向上推進体制加算　… 10 円/月
- ･褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)　… 13 円/月
- ･個別機能訓練加算(Ⅱ)　… 20 円/月
- ･排泄支援加算　… 10 円/月
- ･協力医療機関連携加算　… 50 円/月
- ･介護職員等処遇改善加算　… 0.14%

その他にも状態に応じて加算されるものもあります。

加　算　の　内　容

看護体制加算（Ⅰ）…　看護師を配置した場合に加算されます。

1 日　…　60 円（本人負担 6 円）

看護体制加算（Ⅱ）…　看護職員を配置基準より 1 名以上多く配置した場合に加算されます。

1 日　…　130 円（本人負担 13 円）

夜勤配置加算（Ⅲ）　…　夜勤職員を基準より 1 名以上多く配置し、喀痰吸引を実施出来る職員が夜勤帯を通して配置された場合に加算されます。

1 日　…　280 円（本人負担 28 円）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）…　介護職員処遇改善交付金継続する観点から創設されたものであり、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善しているものとして、加算されます。算定した単位数の 1000 分の 14

日常生活継続支援加算　…　要件に該当する重度の利用者が一定数入所しており、かつ介護福祉士が一定数配置されている場合に加算されます。

1 日　…　360 円（本人負担 36 円）

科学的介護推進体制加算　…　利用者の身体状況を専門機関に提供し、根拠に基づいた介護を実践するシステム（以下「LIFE」）を活用した場合に算定されます。

1 月　…　500 円（本人負担 50 円）

排泄支援加算　…　排泄に係る介護の軽減に向け、多職種で支援計画を作成し、継続した介護を行っている場合に加算されます。

1 月　…　100 円（本人負担 10 円）

個別機能訓練加算（Ⅰ）　…　機能訓練指導員を配置し、計画に基づき機能訓練を実施した場合に加算されます。　1 日　…　120 円（本人負担 12 円）

個別機能訓練加算（Ⅱ）　…　個別機能訓練に「LIFE」を活用した場合に加算されます。　1 月　…　200 円（本人負担 20 円）

初期加算　…　新規に入所した場合、又は 30 日を限度として加算されます。

1 日　…　300 円(本人負担 30 円)

安全対策体制加算　…　外部研修を受けた担当者を配置し、安全対策の体制が整備されている場合に加算されます。

1 月（入所時に 1 回）　…　200 円（本人負担 20 円）

自立支援促進加算 … 「LIFE」を活用し、医師が自立支援に必要な医学的評価を行い、多職種で作成した計画書に基づいた支援を行っている場合に加算されます。　　1月 … 3,000円（本人負担300円）

療養食加算 … 療養食加算に該当する食事を提供した場合に算定されます。
1食 … 80円（本人負担8円）

若年性認知症加算 … 介護保険法に規定されます初老期の認知症者に対してサービスを提供した場合に加算されます。
1日 … 1,200円（本人負担120円）

口腔衛生管理加算（Ⅱ）… 歯科医師又は歯科衛生士による口腔ケアの実施、また介護職員に対する口腔ケアに係る技術的指導を月1回以上行っている場合に加算されます。　　1月 … 1,100円（本人負担110円）

看取り介護加算Ⅱ … 厚生労働省の基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合に加算されます。

死亡日以前31日以上45日前	1日 …	720円	（本人負担 72円）
死亡日以前4日前以上30日以下	1日 …	1,440円	（本人負担 144円）
死亡日の前日及び前々日	1日 …	7,800円	（本人負担 780円）
死亡日	1日 …	15,800円	（本人負担 1,580円）

入院・外泊時加算 … 入院又は外泊をした場合、6日間を限度として加算されます。　　1日 … 2,460円（本人負担246円）

配置医師緊急時対応加算 … 嘱託医（配置医師）が早朝または深夜に施設を訪問し、診療を行った場合に加算されます。

6時～8時，18時～22時 … 6,500円（本人負担650円）
22時～6時 … 13,000円（本人負担1,300円）

栄養マネジメント強化加算 … 常勤の管理栄養士を配置し、利用者の栄養状態の改善・維持など、栄養ケアを適切に行っている場合に算定されます。
1日 … 110円（本人負担11円）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）… ICTや介護ロボット等を導入し、サービスの質の確保及び職員の負担軽減に向けた取組みを継続的に行っている場合に加算されます。　　1月 … 100円（本人負担10円）

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) … 褥瘡のリスクを計画的に管理することで算定されます。
1月 … 130円（本人負担13円）

令和7年5月1日改正